

一酸化炭素自動測定装置 仕様書

1 品 名

一酸化炭素自動測定装置一式

<一式の内容>

- (1) 測定装置（非分散型赤外線式ガス相関法） 1台
- (2) 標準付属部品 1セット
- (3) ガス圧力調整器（減圧弁）2個（ゼロガス用・スパンガス用）、ガス配管
- (4) 消耗品12か月分（フィルター等）
- (5) デジタル対応テレメータ用入出力装置（アナログによる記録計は不要） 1台

2 数 量

上記（1）～（5）を2セット

3 機 種

納入する測定装置は下記に示すいずれかの機種とする。

- (1) 東亜ディーケーケー株式会社製 GFC-351B型
- (2) 株式会社堀場製作所製 APMA-3700R型

※当該機種種の製造中止等が判明した場合は、当該機種種の後継機種種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると購入主管課が認めれば、当該後継機種種を納品することができる。

4 納入期限

令和6年10月31日（木）

5 納入場所

自排丸子測定局（静岡市駿河区丸子5491番地の2）

蒲原測定局（静岡市清水区蒲原新田二丁目2319番地の1）

6 提出書類

(1) 売渡人は、契約後速やかに次の書類を提出し、購入所管課担当者の承認を受けること。

- ア 工程表 1部
- イ 測定装置仕様書 1部
- ウ 測定装置設置図面 1部
- エ その他購入所管課担当者が必要とする書類 1部

(2) 売渡人は、購入所管課担当者が指定する期日までに次の書類を購入所管課に提出すること。

- ア 取扱説明書 2部
- イ 試験成績書 2部
- ウ 現場写真 1部
- エ その他購入所管課担当者が必要とする書類 2部

7 その他

- (1) 入札金額は、納入・据付・配管・機器調整等に要する経費を含めた総額とすること。
- (2) 入札参加者は、本件公告日から入札執行日の前日までに、必要に応じて現場確認（納入場所等の確認）を行うことができる。現場確認を行う際は、事前に購入所管課担当者へ連絡すること。なお、現場確認をしていないことを理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 売渡人は、契約後、直ちに購入所管課担当者と打ち合わせすること。
- (4) 環境大気常時監視マニュアル第6版（環境省）の規定を満たすように設置すること。

- (5) 測定装置設置時に校正を実施すること。校正に必要な校正機材等は売渡人が用意するものとする。
- (6) 測定出力を測定局内設置のテレメータ装置へ接続調整（デジタル接続）し、適切にテレメータ装置へ送信されていることを確認すること。
- (7) 測定装置の据付けにあたっては耐震対策を十分に行うこと。
- (8) 測定装置の搬入及び据付けにあたって、作業上の事故により機器その他物件等に損害を与えた場合は、売渡人の責任において直ちに修理又は交換を行うこと。
- (9) 売渡人は、購入所管課担当者が指定する者に対し、測定装置操作及び日常保守点検等を行うのに必要な知識・技術について説明すること。
- (10) 納入にあたっては、日時等を購入所管課担当者と協議すること。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項又は不明な点が生じた場合は、購入所管課担当者に問い合わせること。なお、本仕様書に記載されていない機能や事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものは充足すること。
- (12) 梱包に要したダンボール箱、ビニール等は持ち帰ること。
- (13) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。

8 購入所管課

環境局環境保全課

大気係 担当者 前畑

電話 054-221-1358